

岩手県告示第520号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年7月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年7月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 高橋建築
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市玉山区巻堀字巻堀89番地
 - ウ 代表者の氏名 高橋好信
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第2679号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年6月21日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年7月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 熊谷内装
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字洞の沢23番地1
 - ウ 代表者の氏名 熊谷巖
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8098号
 - (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年5月31日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年6月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社アメニティ
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮六丁目31番2号
 - ウ 代表者の氏名 菅村経悦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第20187号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年6月22日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年7月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 三田塗装店
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市上野町四丁目18番16号
 - ウ 代表者の氏名 三田勇
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第50238号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年6月19日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成24年7月12日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社木匠

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字晴山第27地割16番地2

ウ 代表者の氏名 南譲治

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第150001号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年7月11日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。